

3年保存

P T A 会則

世田谷区立上祖師谷中学校 P T A

P T A 会 則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は世田谷区立上祖師谷中学校 P T A と称し、その事務所を同校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 章 活 動 方 針

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の方針に従って活動する。

- 1 会員相互の向上と親睦をはかる。
- 2 学校と家庭の連絡を密にして、生徒の健全な心身の発達をはかる。
- 3 教育環境の整備につとめる。
- 4 目的を同じくする他の団体と協力する。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員は世田谷区上祖師谷中学校の保護者と教職員をもって組織する。

第 5 条 会員は会費を納入するものとする。

第 5 章 会 計

第 6 条 本会の活動に要する経費は会費によってまかなう。

第 7 条 本会の会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終了し、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 6 章 会 計 監 査

第 8 条 本会の経理を監査するため、役員、各種委員以外の一般会員から選出された 2 名の会計監査をおく。

任期は 1 年とし、役員選出委員会が選出し 3 月の運営委員会で承認する。

第 7 章 役 員

第 9 条 本会には会員より選出された次の役員をおく。役員の任期は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。但し、再任は役職にかかわらず 2 年を限度とする。

会 長	1 名	(保護者)
副会長	若干名	(保護者 2 以上、教職員 2)
書 記	若干名	(保護者 2 以上)
会 計	若干名	(保護者 2 以上)

第 10 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総括し、総会およびすべての会議を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。

- 3 書記は総会・運営委員会その他、この会の活動に関する重要事項を記録保管し、その他一般事務を担当する。
- 4 会計は本会の会計を処理する。

第 11 条 役員の選出および就任は、役員選出委員会により選出され（教職員役員は教職員で推薦）3月の運営委員会で承認する。

第 8 章 集 会

第 12 条 本会の集会は次のとおりとする。

- 1 総 会
- 2 運営委員会
- 3 各種委員会

第 13 条 総会はこの会の最高議決機関であって重要な事項を決議する。

第 14 条 総会は年 1 回を定例とする。但し、運営委員会が必要と認めた時、または会員の 5 分の 1 以上の要請があった時は臨時総会を開くことができる。

第 15 条 総会の成立は、会員の過半数を必要とし、（委任状を含む）議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第 16 条 総会で行う事項は次のとおりとする。

- 1 会務の報告
- 2 活動報告と決算の承認
- 3 活動計画案と予算案の承認
- 4 会則の改正
- 5 その他必要事項の協議

第 17 条 運営委員会は役員、学年委員、校外委員長、文化厚生委員長、広報委員長、および役員選出委員長、検定委員長で構成し、総会に次ぐ議決機関である。

第 18 条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 各委員会より提案された事項の審議決定
- 2 総会に提出する議案の作成
- 3 次年度役員および会計監査の承認
- 4 その他本会の活動全般に関する事項の審議決定

第 19 条 各委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 学年委員会
 - ア 各学級より 1 名以上選出の委員で構成し、委員の互選により、各学年委員長をおく。
 - イ 学年教職員と連絡を密にして、学年および学級の活動を推進する。
- 2 校外委員会
 - ア 各学級より 1 名選出の校外委員で構成し、正副委員長をおく。
 - イ 生活指導教職員と連絡を密にして、校外指導、事故防止、環境整備などの活動を推進する。
- 3 文化厚生委員会
 - ア 各学級より 1 名以上選出の委員で構成し、正副委員長をおく。
 - イ 生徒および会員の文化教養の向上と福利厚生をはかるための活動をおこなう。

- 4 広報委員会
 - ア 各学級より1名以上の選出の委員で構成し、正副委員長をおく。
 - イ 広報誌「さんざし」の発行、情報の伝達その他必要な広報活動をおこなう。
- 5 役員選出委員会
 - ア 1・2年の学級より1名選出の役員選出委員で構成し、正副委員長をおく。
 - イ 役員選出委員は役員および会計監査を選出し、3月の運営委員会で承認を得るための公示等の手続きをおこなう。
 - ウ 委員会は選出について一切の権限を委任され、会の運営上の経過内容は一切他にもらさない。
 - エ 役員選出委員は次年度役員および会計監査候補となることはできない。
- 6 検定委員会
 - ア 各学級より1名選出の委員で構成し、正副委員長をおく。
 - イ 主催である学校運営委員会との連携を密にし、協力して学校を会場とする生徒の各種検定試験の運営活動をおこなう。
- 7 特別委員会は必要に応じてつくる。
- 8 本会の活動は学校と連絡を密にして、会の目的に即した事業をおこなう。会員は運営委員会および第19条に定める各種委員会に出席し傍聴することができる。(但し、役員選出委員会を除く。)

第9章 個人情報取扱いに関する基本方針

- 第20条 本会は、個人情報保護法に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。
- また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

細則

上祖師谷中学校PTA 個人情報取扱方法

(目的)

- 第1条 この個人情報取扱方法は、上祖師谷中学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

- 第2条 本会は個人情報保護法に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

- 第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

- 第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の活動に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報のうち、氏名については年度初めに学校からクラス名簿の電子データをPTA本部に移譲することにより取得できるものとする。なお、個人情報利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

第6条 及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第7条 会員は個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第8条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。
不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第9条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日

- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 11 条 第三者（第 9 条第 1 号から第 4 号の場合及び、都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名／住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第 12 条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(秘密開示等)

第 13 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 14 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第 15 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 10 章 改 正

第 21 条 本会の会則を改正するときは総会の承認を経る。
改正案の内容は前もって全会員に知らせる。

第 11 章 付 則

付 則 本会則は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

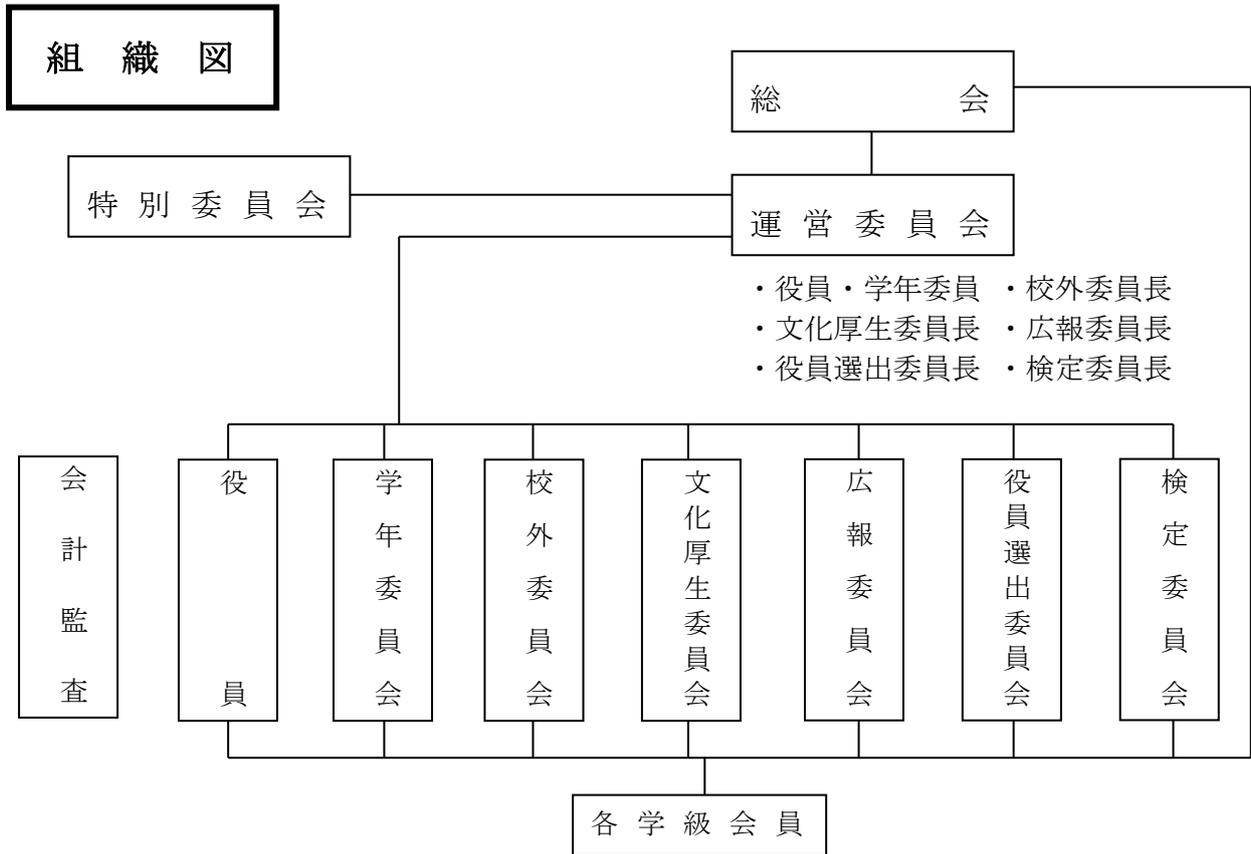
付 則 役員を選出にかかわる条項（第 7 章、第 9 条）の一部を改正し、第 12 条から 3、第 17 条の一部、代表委員会を削除、各種委員会の任務にかかわる条項（第 8 章、第 19）の一部を削除または改正し、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 本会則は校外委員会の復活により一部を改正し、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 本会則の第 8 章第 19 条の 5 は平成 26 年 6 月 14 日の総会承認をもって改正され、第 6 章第 8 条、第 7 章第 11 条、第 8 章第 17 条を併せて改正し、平成 26 年 6 月 15 日より施行する。

付 則 本会則の第 1 章第 1 条は平成 28 年 6 月 11 日の総会承認をもって改正され、第 2 章第 2 条、第 4 章第 4 条、第 7 章第 9 条を併せて改正し、即日施行する。

- 付 則 本会則の第9章第20条は平成30年1月10日の書面総会承認をもって新設され、細則第1条から第15条も併せて新設し平成30年4月1日より施行する。
なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。
- 付 則 本会則の第9章第5条は、令和3年6月12日の書面総会承認をもって改正し、令和4年4月1日より施行する。
- 付 則 本会則の第8章第19条の6は令和3年11月27日の臨時書面総会承認をもって新設され、第8章第17条、組織図を合わせて改正し、令和4年4月1日より施行する。



会員及び教職員の中で、慶弔の場合は、次の規定によって敬意をあらわす。

慶意

イ、教職員の結婚および出産 5,000 円

弔意

イ、会員および生徒 5,000 円

ロ、教職員の家族 5,000 円 (配偶者と一親等)

尚、慶弔意実施に対する返礼は不要とする。

附記 本内規は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附記 平成 26 年 12 月 5 日の運営委員会承認をもって慶意記述を追記。実施方法等は変更なし。